

外国人のこどものために

ここには、外国人の方の子育てに必要な情報をまとめています。

生活全般のことについては、外国籍住民向け生活情報冊子「大阪生活ガイド」や大阪市ホームページ、大阪国際交流センターホームページをご覧ください。

◎大阪市ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/>

◎大阪国際交流センターホームページ <http://www.ih-osaka.or.jp/>

妊娠したら

①母子健康手帳の交付

お住まいの区の保健福祉センターに妊娠届出書を提出すると、母親と子どもの健康記録である「母子健康手帳」が交付されます。

②妊娠婦健康診査

「母子健康手帳」とともに、「妊娠婦健康診査受診手帳」を交付します。大阪市の委託する医療機関に提出し、定期的に健康診査を受診してください。

委託医療機関以外を受診される場合は、ご相談ください。

出産したら

①出生届の提出

子どもが生まれたら、14日以内に出生届を提出し、出生届受理証明書をもらってください。

必要書類

出生届及び出生証明書(病院発行)・母子健康手帳・国民健康保険被保険者証(加入者のみ)

※母子健康手帳についている出生連絡票も提出してください。

申請先

お住まいの区の区役所 →5、46ページ

⑥出産一時金の支給

母親が健康保険に加入している場合は出産一時金が支給されます。国民健康保険の場合はお住まいの区の区役所に、会社などの保険の場合は会社に申請してください。また、出産一時金を分娩費用として医療機関等に直接お支払いすることもできますので、出産予定の医療機関等へご相談ください。

→6ページ

②パスポートの発行申請

自国大使館もしくは領事館で申請してください。

(必要書類は国によって異なる)

③在留資格取得許可申請

出生後30日以内に、入国管理局に申請してください。

必要書類

出生届受理証明書、両親のパスポート、両親の在留カード、住民票の写し

④健康保険の加入

親の入っている健康保険に子どもを入れる手続きをしましょう。国民健康保険の場合はお住まいの区の区役所で、会社などの保険の場合は勤務先で手続きしてください。

⑤児童手当

子どもが中学校を卒業するまで(15歳に達した後、最初の3月31日まで)児童手当が受けられます。→8ページ

支給額

◎3歳未満／月15,000円

◎3歳～小学校修了前／月10,000円
(第3子以降は月15,000円)

◎中学生／月10,000円

申請先

お住まいの区の保健福祉センター
→46ページ

⑦こども医療費助成

0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までのこどもは保険診療による医療費の自己負担の一部が助成されます。(所得制限あり)

→8ページ

申請先

お住まいの区の保健福祉センター →46ページ

⑧乳幼児健康診査、予防接種

乳幼児の定期健康診査(3か月児、1歳6か月児、3歳児)や各種の予防接種が無料で受けられます。→5、6ページ

申請先

お住まいの区の保健福祉センター →46ページ

⑨子育てを支援する場所

地域には、他の親子と交流したり、気軽に相談できる場所がたくさんありますので、ご活用ください。

問い合わせ

男女共同参画センター子育て活動支援館
→27ページ

保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業

①保育所・認定こども園(保育認定)

保護者がいずれも仕事や病気で家庭で保育できない場合などに、小学校入学前のこどもを保育所等でお預かりします。0~2歳児クラスの保育料は、同一世帯の保護者等の市民税額の合計により決定します。

③幼稚園・認定こども園(教育標準時間認定)

満3歳から小学校入学前までのこどもを対象とした教育施設です。夏季などには長期休業日があります。

申請先 各幼稚園→16ページ

②地域型保育事業

保護者がいずれも仕事や病気で家庭で保育できない場合などに、2歳児までのこどもを少人数でお預かりします。保育料は、同一世帯の保護者等の市民税額の合計により決定します。

申請先 お住まいの区の保健福祉センター
→46ページ

外国人の方のための相談や情報提供(相談無料)

相談窓口	相談内容・受付日時	面談場所・問い合わせ
市民相談 案内窓口	多言語による生活に関する様々な相談など。 ○大阪国際交流センター(一般相談) 月曜日から金曜日 午前9時から午後7時 土曜日、日曜日、祝日 午前9時から午後5時30分 (12月29日から翌年1月3日は相談は行いません。) ○市民相談室、区役所外国語による 区政相談業務担当(市政相談・区政相談) ☎ 9:00~17:30(土・日曜、祝日、年末年始は休み) ○英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語／毎日	大阪国際交流センター ☎6773-6533 天王寺区上本町8-2-6 (地下鉄「谷町九丁目」駅、近鉄「上本町」駅) 市民相談室(市政相談) ☎6208-5080 北区中之島1-3-20市役所1階 (地下鉄・京阪「淀屋橋」駅) 区役所外国語による 区政相談業務担当(区政相談) →46ページ
法律相談	弁護士による面談での法律相談を実施しています(電話予約が必要です)。 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語で対応します。 ※☎6772-1127に電話予約 ○毎月第1水曜日／大阪国際交流センター ☎13:00~16:00 ○偶数月第3水曜日／大阪国際交流センター ☎17:00~20:00 ○奇数月第3水曜日／大阪国際交流センター ☎13:00~16:00 ※祝日の場合は翌日	大阪国際交流センター ☎6773-6533 天王寺区上本町8-2-6 (地下鉄「谷町九丁目」駅、近鉄「上本町」駅)

⌚ …利用時間